

特記仕様書

1. 総 則 この特記仕様書は、市民課及び納税・債権管理課が各種証明書の発行に必要な偽造防止用紙の印刷製本について必要な事項を定めることを目的とする。
2. 件 名 偽造防止用紙の印刷製本
3. 納入場所 市川市役所市民課 外
4. 契約形態 1枚あたりの単価契約
5. 契約期間 令和5年5月1日～令和6年3月31日
6. 担当部署 市川市 市民部 市民課 及び 財政部 納税・債権管理課
7. 印刷部数
- | | |
|----------|-------------------|
| 年間印刷予定枚数 | 780,000枚 |
| 内訳 | 市民課分 700,000枚 |
| | 納税・債権管理課分 80,000枚 |
8. 印刷回数 市民課印刷回数（予定） 6回
納税・債権管理課印刷回数（予定）3回（市民課分と同時に発注予定）
9. 規 格 A4判
表面：4色刷り 裏面：すかし加工有り
10. 紙 質 NIP上質紙70kg
NIP紙
- | | |
|------|-----------------------|
| 平滑度 | 53sec |
| 厚み | 96mm/1000 |
| 密度 | 0.85g/cm ³ |
| 引張強さ | 縦 5.26 横 3.57 KN/m |
| 引裂強さ | 縦 489 横 462 mN |
- 表面コーティングは必要ないものとする。
11. デザイン 用紙にカラーコピー対応偽造（改ざん）防止加工を施す。
用紙の2隅に、市の花「ばら」を印刷。

3ポイントの文字で2箇所「ICHIKAWA」と印刷。「ICHIKAWA」の印字については、ドロップアウトカラーインキを使用することで、用紙を光にかざすと表面に文字が浮き出る加工とする。

用紙中央部にシンボルマークのすかしを4箇所入れる。

シンボルマークのサイズは別紙のとおりとする。

「ばら」が印刷されていない2隅に「この証明書には不正防止処置を施してあります。」と文言を入れる。

※文字、シンボルマークの位置については、現在使用している見本のとおりとする。「ばら」について、デザインは見本のとおりとするが、サイズを縮小し、色を薄くする等により、証明内容がより明確に示せるよう変更する。なお、詳細は協議により決定する。

12. 校 正 本機校正：2回まで（各3枚出力）

13. 原稿の入稿方法 紙原稿として、現在使用している見本を提供する。

14. 納入について

納入期限 第1回納期 令和5年7月31日（予定）

（第2回目以降は別途担当より連絡するので、指示に従うこと）

納品方法 500枚毎に包装した上で、1箱あたり2,500枚で梱包すること。

下表納入内訳に定められた場所へ納品とする。

納入場所

市民課分	市川市役所市民課（市川市八幡 1-1-1）
	行徳支所市民課（市川市末広 1-1-31）
	市川駅行政サービスセンター（市川市市川南 1-1-1）
	南行徳市民センター（市川市南行徳 1-21-1）
	大柏出張所（市川市南大野 2-3-19）
納税・債権 管理課分	市川市役所納税・債権管理課（市川市八幡 1-1-1）
	行徳支所総務課（市川市末広 1-1-31）

15. 著作権の譲渡について

契約予定者は、本契約における成果物（未完成のものを含む。）又は成果物を利用して完成させた物（以下、本仕様書において「著作権に係る成果物等」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物（以下、本仕様書において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第21条から第29条に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下、本仕様書において「著

作権」という。)のうち契約予定者に帰属するものを成果物の引渡し時に市川市に無償で譲渡するものとする。

16. 著作者人格権の制限について

契約予定者は、市川市に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。

- (1) 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること。
- (2) 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、運営、管理、広報等のため必要な範囲内で複製し、又は改変すること。
- (3) 成果物又は著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (4) 成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作権名の表示をしないこと。
また、契約予定者は、あらかじめ市川市の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならないものとし、市川市が著作権を行使する場合においては、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

17. その他

- (1) 契約者は、本契約の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。また、本契約の履行による個人情報の取扱にあたっては、市川市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (2) 契約者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (3) その他不明な点は、担当課職員及び契約課職員と協議し指示に従うものとする。
- (4) この特記仕様書に定めのない事項については、印刷製本請負契約書（「印刷製本請負契約約款」を含む）に定めるとおりとする。

別紙

